

香川県歯科医療専門学校 教育課程編成委員会規程

(目的)

【第1条】 この規程は、香川県歯科医療専門学校が実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善工夫等を含む）に活かすことを目的に設置する教育課程編成委員会（以下「委員会」という）に関して必要な事項を定める。

(役割)

【第2条】 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 歯科医療業界における人材の専門性の動向
- (2) 歯科医療に関する職業教育の方向性
- (3) 歯科医療業務に必要な最新の知識・技術・技能
- (4) その他、教育課程の編成に関連する事項

2 委員会の意見を踏まえ、毎年学校理事会においてカリキュラムについて協議し、教育課程を編成する。

(委員の委嘱等)

【第3条】 委員会の委員は校長、学校役員及び校長が指名する教職員（教務主任、専任教員）の他、専攻分野に関する企業等の役職員から広く選任するものとし、各系別に少なくとも以下の①または②から1名、③から1名を委員に加えることとする。

- ① 業界全体の動向や歯科医療に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員
- ② 専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(任期)

【第4条】 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

【第5条】 委員会に、委員長を置く。

2 委員会の委員長は校長とする。

3 委員長に事故あるとき、また欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

【第6条】 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員総数の過半の出席をもって成立する。

3 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって決する。

4 書記は委員長が任命する。

(規程の改廃)

【第7条】 この規程を変更し、または廃止しようとするときは、学校理事会の協議を経て本会理事会にて決定する。

附 則 この規程は平成31年3月1日から施行する。